

○農林水産省告示第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、<u>農薬使用者が当該農薬に暴露する程度</u>が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、<u>農薬使用者に対する暴露量</u>が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。</p> <p>二 四 （略）</p>